

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、広島県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和6年11月22日

安芸高田市農業委員会
会長 田中 秀之



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃	借賃の相手方	方法
安芸高田市吉田町桂字小路445番2	田	595	賃貸借権	水田	公告日の翌日	R25.12.31	1,785円	(一財) 広島県森林整備・農業振興財団	毎年12月末までに、利用権を設定する者の指定する口座に振込
安芸高田市吉田町桂字小路441番1	田	990	賃貸借権	水田	公告日の翌日	R25.12.31	2,970円	(一財) 広島県森林整備・農業振興財団	毎年12月末までに、利用権を設定する者の指定する口座に振込
安芸高田市吉田町桂字松ノ木343番1	田	927	賃貸借権	水田	公告日の翌日	R25.12.31	2,781円	(一財) 広島県森林整備・農業振興財団	毎年12月末までに、利用権を設定する者の指定する口座に振込

- 2 この公示は、1の共有者不明農地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。
- 3 当該共有者不明農用地等について、農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。農用地利用集積等促進計画は農業委員会事務局で閲覧することができる。
- 4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、農用地利用集積等促進計画による権利の設定について、異議を申し出るときは、この公示の日から起算して2か月以内に、農業委員会事務局に備付けの申出書（様式第5号）により、農業委員会に異議を申し出ることができる。申出書には、次に掲げる事項を記載し、当該農用地等についての権原を証とする書類を添えなければならない。
 - (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
 - (3) 当該申出の趣旨
- 5 不確知共有者がこの公示があつた日から起算して2か月以内に異議を述べなかつた場合には、第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。